

第二十一号議案

江戸川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十五日

提出者

江戸川区長

藤

猛

江戸川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和二年三月江戸川区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「第六条の二の二第三項」を「第六条の二の二第二項」に、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（説明）

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の改正を踏まえ、指定申請を行う事業者の要件に係る規定を整備する必要があるので、本案を提出いたしました。